

---

令和7(2025)年度 第2回

# 介護保険施設等集団指導

総合事業編

柏崎市 福祉保健部 介護高齢課

---

## 集団指導の受講方法



---

## 総合事業編 目次

---

- 01 通所介護・相当サービス・サービスAの  
取り扱いと人員配置等について
- 02 訪問介護・相当サービス・サービスAの  
取り扱いと人員配置等について
- 03 受講確認について

# 01-1 通所系の取り扱いと人員配置等について

## [3つのサービスの関係性]

- ・ 県指定（地域密着型の場合は市指定）の通所介護と市指定の相当サービスは、対象者・指定権者は異なるが、一体的に行う場合は、定員・面積・人員配置などを合わせて設定できる
- ・ サービスAは通所介護・相当サービスとは分けて設定しなければならない

	通所介護	相当サービス	サービスA
利用者	要介護	要支援 (相当サービスが必要な方)	要支援
指定権者	県または市(定員による)	市	市
定員・面積	一体的に行う場合は、合計で設定		サービスAのみで設定
人員配置	一体的に行う場合は、同時に従事できる		左のサービスと別の時間に兼務可(同時に従事は不可)

## 01-2 通所系の取り扱いと人員配置等について

### [定員と面積]

- ・ 通所介護・相当サービスとサービスAを同じ場所で行う場合、通所介護・相当サービスとサービスAのそれぞれで必要面積（ $3\text{ m}^2 \times \text{定員}$ ）を計算し、

通所介護・相当サービスの必要面積 + サービスAの必要面積  $\leq$  食堂・機能訓練室の総面積 となる

- ・ 物理的に区画を分けることまでは必要ないが、届出の際は分けた面積で申請（すでに申請済みの面積が変更になる場合は、変更届が必要）

正	通所介護	相当サービス	サービスA
定員	合わせて25人		15人
面積	合わせて $75\text{ m}^2$		$45\text{ m}^2$

誤	通所介護	相当サービス	サービスA
定員	合わせて40人		
面積	合わせて $120\text{ m}^2$		

（例）食堂・機能訓練室の総面積 $120\text{ m}^2$ 、通所介護と相当サービスを一体的に行い、サービスAも同じ場所で行う場合

## 01-3 通所系の取り扱いと人員配置等について

[利用者合計 15 人の場合の人員配置]

例①

通所介護＋相当サービス	10人	→	介護職員1人	} 介護職員必要数	合計2人
通所型サービスA	5人	→	介護職員1人		

例②

通所介護＋相当サービス	13人	→	介護職員1人	} 介護職員必要数	合計2人
通所型サービスA	2人	→	介護職員1人		

例③

通所介護＋相当サービス	15人	→	介護職員1人	} 介護職員必要数	合計1人
通所型サービスA	0人	→	介護職員0人		

# 01-4 通所系の取り扱いと人員配置等について

[兼務の許容範囲] ※原則は専従

①

	通所介護	相当サービス	サービスA
管理者	兼務OK (他のサービスの管理者も支障がなければ可)		
介護職員等			

③

	通所介護	相当サービス	サービスA
管理者			
介護職員等	兼務OK (非常勤扱い)		

②

	通所介護	相当サービス	サービスA
管理者	兼務OK		
介護職員等			

④

	通所介護	相当サービス	サービスA
管理者			
介護職員等	兼務OK (非常勤扱い)		

⚠ 管理者の兼務は、①②③以外は不可。上記以外の兼務は配置を見直すこと。

## 02-1 訪問系の取り扱いと人員配置等について

### [3つのサービスの関係性]

- ・ 県指定の訪問介護と市指定の相当サービスは、対象者・指定権者は異なるが、人員配置は一体的に扱う
- ・ サービスAの訪問介護員は、訪問介護・相当サービスで最低限必要な常勤換算2.5人とは別で必要

	訪問介護	相当サービス	サービスA
利用者	要介護	要支援 (相当サービスが必要な方)	要支援
指定権者	県	市	市
人員配置	一体的(訪問介護員2.5人以上)		左のサービスと別に必要数

## 02-2 訪問系の取り扱いと人員配置等について

[兼務の許容範囲の例] ※原則は専従が望ましい

①

	訪問介護	相当サービス	サービスA
管理者	兼務OK (他のサービスの管理者も支障がなければ可)		
訪問介護員等			

②

	訪問介護	相当サービス	サービスA
管理者	兼務OK		
訪問介護員等			

①②以外の組み合わせは、事業所ごとの規模や状況等を踏まえての判断となります。  
常勤扱いの可否等も含め、訪問介護の指定権者である新潟県の見解との調整が必要になる場合もあります。  
人員配置の変更のご相談はお早めにお願  
いします。

# 03

## 受講確認について

### [受講確認]

共通編と総合事業編の2つの動画の視聴終了後、サービス種別ごとに、柏崎市オンライン申請で受講確認を送信してください。

管理者が複数のサービス種別を兼務している場合は、複数のサービス種別を選択して送信できます。

管理者以外に他の職員も受講した場合は、受講者の職氏名に追加で記載をお願いします。

受講確認でいただいた質問は、受講期間終了後に取りまとめて回答する予定です。

### [動画及び資料の取り扱い]

集団指導の動画及び資料の利用は、個人または事業所内限定です。

外部への提供や他の資料への転載はご遠慮ください。

ご清聴  
ありがとうございました

